



# 山都警察署・署協議会だより

TEL 72-0110

熊本県警のホームページ

http://www.police.pref.kumamoto.jp/  
管内の犯罪・交通事故の発生状況、県警からのお知らせ等が掲載中です。

## ◇年末における警戒活動の強化◇

年末は、金融機関やコンビニ店等深夜営業店舗等を狙った強盗等の重要凶悪事件のほか、高齢者を狙った特殊詐欺、子ども・女性に対するわいせつ声かけ事案等の発生が懸念されます。また、本年は「平成28年熊本地震」の発生に伴い、被災地の治安維持が喫緊の課題となっています。

このため、警察では、年末における警戒活動を強化するとともに、関係機関や防犯ボランティア団体の皆さんと協力して各種犯罪の未然防止に努めます。

### ◇ 年末の警戒活動期間

平成28年12月1日(木)から平成28年12月31日(土)までの31日間

### ◇ 特別警戒活動期間

平成28年12月21日(木)から平成28年12月31日(土)までの11日間

### ◇ 活動の重点

- (1) 仮設住宅等被災地における治安維持活動の推進
- (2) 金融機関及びコンビニ店等深夜営業店舗対象強盗事件の防止
- (3) 特殊詐欺の被害防止
- (4) 子ども・女性に対するわいせつ・声かけ事案の被害防止



## ◇年末年始の交通事故防止運動◇

年末年始は、人や車の動きが慌ただしくなるとともに、飲酒の機会も増え重大な交通事故の発生が懸念されることから、熊本県交通安全推進連盟(会長・蒲島郁夫知事)主唱のもと、平成28年12月21日(水)から来年1月3日(火)までの14日間「年末年始の交通事故防止運動」が展開されます。

熊本県警察では、この運動を交通の安全と円滑を確保し、交通事故を防止する絶好の機会と捉え、各部門の力を結集した各種活動に取り組みます。

皆様も、是非、この運動を県民全体で取り組むべき運動と捉えて頂き、交通事故のない安全・安心な社会を築きましょう。

### 【運動の重点】

- ① 飲酒運転の根絶
- ② 高齢者の交通事故防止
- ③ シートベルトとチャイルドシートの全席着用の徹底
- ④ 自転車の安全利用の推進

犯罪・交通事故発生状況(山都町)	
事件・事故	平成28年10月中
刑法犯	2件 (6件)
人身交通事故	2件 (2件)

( )内は平成27年同時期の発生状況

## 上水道冬期休日指定当番店(上水道地域)

平成28年度の年末年始および1月の指定当番店は下記のとおりです。

期間：平成28年12月23日(金)～平成29年1月29日(日)

月	日	指定工事当番店	電話	月	日	指定工事当番店	電話
12	23	光熱工業所	72-0014	1	7	藤川水道	72-3568
		山都水道機工	72-0039			西邦電気工事	72-0191
12	24	藤川水道	72-3568	1	8	山都水道機工	72-0039
		西邦電気工事	72-0191			光熱工業所	72-0014
12	25	山都水道機工	72-0039	1	9	西邦電気工事	72-0191
		光熱工業所	72-0014			藤川水道	72-3568
12	29	西邦電気工事	72-0191	1	14	光熱工業所	72-0014
		藤川水道	72-3568			山都水道機工	72-0039
12	30	光熱工業所	72-0014	1	15	藤川水道	72-3568
		山都水道機工	72-0039			西邦電気工事	72-0191
12	31	藤川水道	72-3568	1	21	山都水道機工	72-0039
		西邦電気工事	72-0191			光熱工業所	72-0014
1	1	山都水道機工	72-0039	1	22	西邦電気工事	72-0191
		光熱工業所	72-0014			藤川水道	72-3568
1	2	西邦電気工事	72-0191	1	28	光熱工業所	72-0014
		藤川水道	72-3568			山都水道機工	72-0039
1	3	光熱工業所	72-0014	1	29	藤川水道	72-3568
		山都水道機工	72-0039			西邦電気工事	72-0191

【冬の水道管凍結にご注意ください】

- ・寒さが厳しくなると水道管が凍結する恐れがあります。水道管が凍結しないよう準備をしてください。
- ・屋外に露出している給水管は凍結しやすいので保温対策をお願いします。水道管や蛇口に保温用カバー・凍結防止弁を設置する方法があります。

▶問い合わせ先 環境水道課 (72-4002)

## 軽自動車の各種手続はお済みですか？

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有(使用)者に課税されます。

既に軽自動車を他人に譲渡した場合や解体業者等に引き渡した場合も、平成29年3月末までに名義変更又は廃車などの手続が完了していないと「所有している」ということになり、平成29年度も軽自動車税が課税されますので、ご注意ください。

名義変更や廃車など各種手続は、車種により受付場所が異なります。下記の受付場所にて速やかに手続をされますようお願いいたします。また、亡くなられた方の名義の車両につきましても、必ず名義変更等の手続をお願いします。廃車の際はナンバープレートを返却しなければいけませんので、車両を処分される場合は、必ずナンバープレートを外して保管しておくようにしてください。

また、軽自動車税は「年税」です。年度途中で廃車にしたとしても普通車(自動車税)のように月割課税制度ではないので還付はありません。そのため、4月2日以降になって廃車の手続を行われても、その年度分の税金は全額納めていただくことになります。

車種(排気量等)	受付場所・問い合わせ先	注意点
原動機付自転車(125cc以下)	山都町役場 本庁 税務住民課(72-1128) 清和支所 税務住民係(82-2111) 蘇陽支所 税務住民係(83-1111) もしくは、最寄りの市区町村役場	・廃車の手続をする際には、廃車する車両のナンバープレート及び印鑑をご持参ください。 ・ナンバープレートを紛失された場合は、弁償金として200円をいただきます。 ・各種手続に必要な書類等は、左記までお問い合わせください。
軽四輪車・軽三輪車(660cc以下)	〒862-0902 熊本市東区東本町16番3号 軽自動車検査協会熊本事務所(050-3816-1758)	・引越しや売買等により、所有者の住所や名義等が変わった場合は「変更登録」又は「移転登録」などの手続が必要です。 ・各種手続に必要な書類等は、左記までお問い合わせください。
軽二輪車(125cc超～250cc以下)	〒862-0901 熊本市東区東町4丁目14番35号 熊本運輸支局(050-5540-2086)	
小型二輪(250cc超)		